KACHIEL セミナー

～株式・投資信託・配当など～
金融・証券税制の全体理解と申告書作成上の注意点
（令和７年分所得税確定申告対応）

２０２５年１２月９日

税理士　阿部行輝

目　次

[1]　令和７年度の金融・証券税制の主な改正点及び概要 1

[2]　株式にかかる税金 3

[3]　公社債・金融類似商品にかかる税金 34

[4]　投資信託にかかる税金 39

[5]　外国の株式・債券・投資信託等にかかる税金 47

[6]　その他の証券税制等 71

[7]　税務相互相談会に寄せられた質問と回答 78

1　令和７年度の個人に係る金融・証券税制の主な改正点

Q1-1　令和７年度の個人に係る金融・証券税制の改正点について教えてください。

A　　令和７年度は、次のような改正が行われました。

《令和7年分の金融・証券税制の概要》

2　株式にかかる税金

株式の譲渡益の申告分離課税

Q2-1	株式の譲渡所得の課税方式はどのようになっていますか。どのようなときに確定申告が必要になるのでしょうか。また、申告にあたり注意すべきことは、どのような点でしょうか。
A	確定申告により、申告分離課税で計算されます。源泉徴収選択特定口座の場合は、確定申告は不要です。

株式の譲渡損失の損益通算と繰越控除

Q2-2　譲渡損失の損益通算及び繰越控除について説明してください。

A　　株式等のうち上場株式等と一般株式等で、取扱いが異なります。

►上場株式等と一般株式等との間の損益通算はできません。

2.　一般株式等の場合

【事例1　】特定口座（源泉徴収あり）の損失と上場株式の配当所得の損益通算及び損失の繰越控除を行う場合

▶会社員　税研太郎

▶X商事

給与収入	6,000,000円	（源泉徴収税額 108,700円）
社会保険料控除	840,000円	
生命保険料控除	40,000円	
配偶者控除	380,000円	
扶養控除	380,000円	
基礎控除	680,000円	
所得控除合計	2,320,000円	

▶株式取引の内容　（単位：円）

銘柄	売却金額 ①	取得価額 ②	委託手数料③	売却損益 ①-②-③	売却株数	売却年月日	取得年月日
A鉄鋼（上場）	1,200,000	1,500,000	10,000	△310,000	120株	R7.10.17	R6.9.6

▶配当所得（A鉄鋼）30,000円（所得税4,594円、住民税1,500円）
⇒総合課税ではなく、申告分離課税で申告する。

〈申告書の作成手順〉

①「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書（2面）」
▼
②「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書（1面）」
▼
③「確定申告書付表（1面）」
▼
④「確定申告書付表（2面）」

《特定口座年間取引報告書》

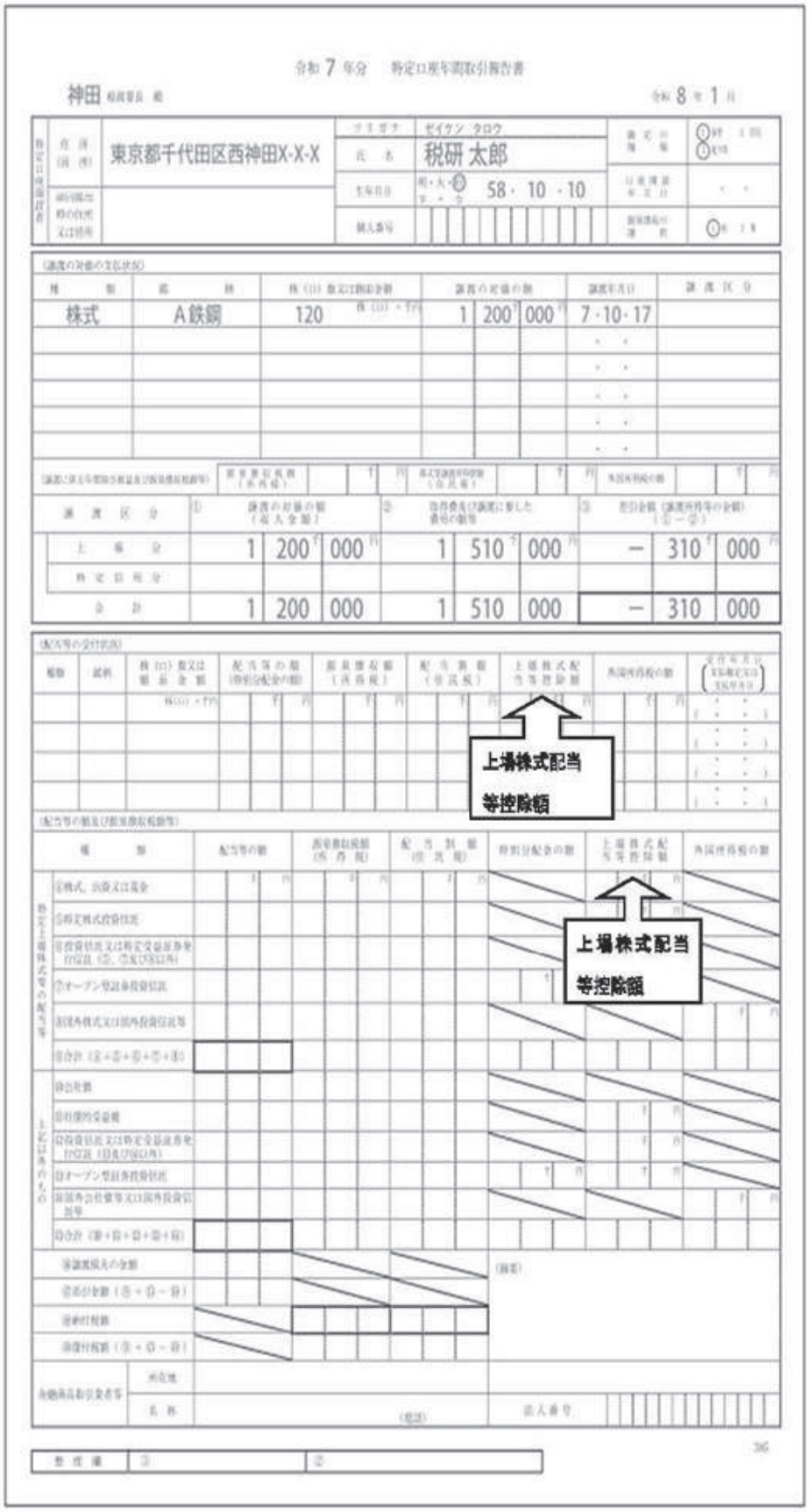

令和 7 年分　特定口座年間取引報告書

神田 税務署長 殿　　令和 8 年 1 月

特定口座開設者	住所（居所）	東京都千代田区西神田X-X-X	フリガナ	ゼイケン タロウ
			氏名	税研 太郎
	前年開設、移管の有無又は該当		生年月日	明・大・昭 58・10・10
			個人番号	

（譲渡の対価の支払状況）

種類	銘柄	株(口)数又は額面金額	譲渡の対価の額	譲渡年月日	譲渡区分
株式	A鉄鋼	120 株(口)・千円	1,200,000 円	7・10・17	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

（譲渡に係る信用取引等の決済損益金額等）

差金決済に係る決済損益金額（△は損失）	円	株式等譲渡所得等の金額（△は損失）	円	外国所得税の額	円

譲渡区分	① 譲渡の対価の額（収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した費用の金額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額）（①－②）
上場分	1,200,000 円	1,510,000 円	－310,000 円
特定信用分			
合計	1,200,000	1,510,000	－310,000

（配当等の受入状況）

種類	銘柄	株(口)数又は元本金額	配当等の額（特別分配金の額）	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	上場株式配当等控除額	外国所得税の額	支払年月日（XX株式XX配当X月X日）
		株(口)・千円	円	円	円	円	円	・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・

上場株式配当等控除額

（配当等の額及び源泉徴収税額等）

種類	配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	①株式、出資又は基金	円	円	円	円	円
	②特定株式投資信託					
	③投資信託及び特定受益証券発行信託（①、②及び④以外）					
	④オープン型証券投資信託					
	⑤国外株式又は国外投資信託等					
	⑥合計（①＋②＋③＋④＋⑤）					
上記以外のもの	⑦公社債					
	⑧社債的受益権					
	⑨投資信託及び特定受益証券発行信託（④及び⑥以外）					
	⑩オープン型証券投資信託					
	⑪国外公社債等又は国外投資信託等					
	⑫合計（⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪）					
源泉徴収税額の合計				（摘要）		
還付金額（⑥＋⑫－⑬）						
差引納付税額						
非課税配当等の額						

金融商品取引業者等	所在地	
	名称	（電話） 法人番号

整理欄	①	②

2面（計算明細書）の金額を転記する。

1 面

【令和 7 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所（前住所）	東京都千代田区西神田X-X-X（ ）			フリガナ 氏名	ゼイケン タロウ 税研 太郎
電話番号（連絡先）		職業	会社員	関与税理士名（電話）	Z会計事務所（ ）

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	1,200,000
	その他の収入	②		
	小計（①+②）	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表㉗へ 1,200,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		1,510,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		1,510,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③−⑦−⑧）		⑨		△310,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨−⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㉒へ	赤字の場合は申告書第三表㉓へ △310,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㉔へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪−⑫）		⑬	申告書第三表㉑へ	申告書第三表㉑へ

（注） 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑬までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を計算書（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の㉓欄に0を記載します。

特例適用条文：措法__条の__ 措法__条の__

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の別に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

本年分の損失額

Point!

【注意事項】

【事例 2】特定口座（源泉徴収あり）で前年及び前々年の繰越損失があり、今年の利益と損益通算する場合

▶会社員　税研太郎

▶X商事

		（源泉徴収税額）
給与収入	6,000,000円	108,700円
社会保険料控除	840,000円	
生命保険料控除	40,000円	
配偶者控除	380,000円	
扶養控除	380,000円	
基礎控除	680,000円	
所得控除合計	2,320,000円	

単独では基礎控除が68万円だが、確定申告で合計所得金額が増えたため68万円になる。

▶株式取引の内容

① 令和4年分の損失　100,000円
② 令和5年分の損失　800,000円
③ 令和6年分の損失　500,000円
　合計1,400,000円

④ 令和7年分の利益　（下表）

（単位：円）

銘柄	売却金額 ①	取得価額 ②	委託手数料③	売却損益 ①-②-③	売却株数	売却年月日	取得年月日
E建築	3,000,000	1,000,000	24,000	1,976,000※	300株	R7.10.3	R4.5.6

※所得税302,624円、住民税98,800円

〈申告書の作成手順〉

① 「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書（2面）」
▼
② 「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書（1面）」

Point!

[illegible]

[illegible]

[illegible]

特定口座と申告不要制度

Q2-3　投資家は、株式等の譲渡益を自ら計算して確定申告しなければならないわけですが、特定口座に預け入れておけば簡易に申告できたり、確定申告が不要になったりすると聞きました。詳しく説明してください。

A　投資家は、１つの証券会社等につき１口座の「特定口座」を開くことができます。そして、その口座内で売買した上場株式等については、証券会社等から「年間取引報告書」が翌年１月末までに投資家に交付されますので、その合計数値（譲渡による収入金額の総額、年間純損益）をもとに比較的容易に確定申告することができます。さらに、源泉徴収選択特定口座を選べば、譲渡のたびに証券会社等が、年初からの通算純損益の増減額に対して一定の税率による所得税等と住民税の源泉（特別）徴収又は還付を行い、年末で区切って納付することになります。したがって、投資家は確定申告をする必要がありません(申告不要制度)。

Q2-4　特定口座（源泉徴収あり）内の配当及び利子を確定申告する場合、注意すべき点はありますでしょうか。

A　　次の点に注意する必要があります。

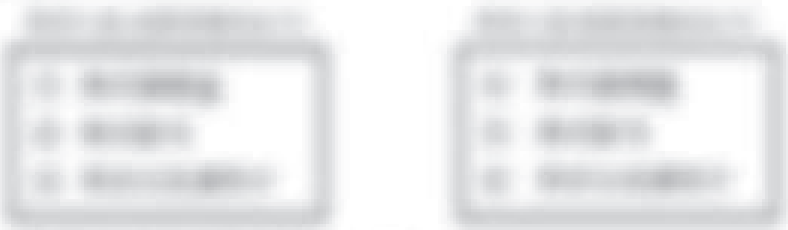

● 確定申告で申告しなかった上場株式等の利子及び配当を修正申告で申告することの可否

Q2-5　私は今年の確定申告のときに、上場株式等の利子及び配当（以下「配当等」という。）を含めないで申告しました。この度、修正申告するのですが、そのときに確定申告に含めなかった配当等を修正申告に含めることはできるのでしょうか。

A　　修正申告で配当等を含めることはできません。

● 確定申告で申告していなかった特定口座（源泉徴収選択口座）で生じた上場株式等の譲渡損失を、修正申告で申告することの可否

Q2-6　私は今年の確定申告のときに、特定口座（源泉徴収選択口座）で生じた上場株式等の譲渡損失を含めないで申告しました。この度、修正申告するのですが、そのときに確定申告に含めなかった上場株式等の譲渡損失を修正申告に含めることはできるのでしょうか。

また逆に、確定申告に含めて申告した特定口座（源泉徴収選択口座）で生じた上場株式等の譲渡所得又は譲渡損失を修正申告で除外できるのでしょうか。

A　修正申告で上場株式等の譲渡損失を含めることはできません。

また、修正申告で上場株式等の譲渡所得又は譲渡損失を除外することはできません。

配当金の課税方式一覧

Q2-8　株式の配当金についての課税はどうなっていますか。

A　　平成 15 年 4 月以後に支払われる（株主総会等が到来する）上場株式等の配当金から所得税、住民税とも原則申告不要とされており（大口株主を除く）、源泉（特別）徴収税率は平成 26 年から 20.315%となっています。

1. [illegible]

2. [illegible]

Q2-9　上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得は、住民税はどのように課税されるのでしょうか。

A　令和６年度分以後の住民税から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の課税方式が、所得税と一致させることとされています。

3．特定配当所得の課税方式

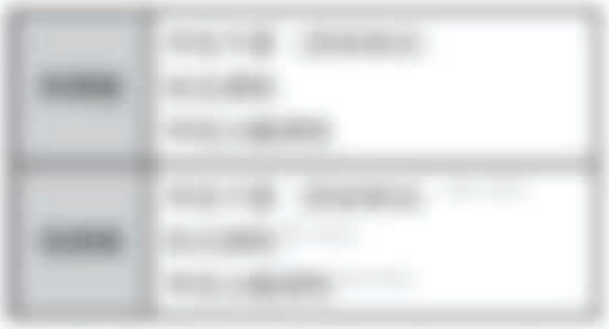

4．特定株式等譲渡所得の課税方式

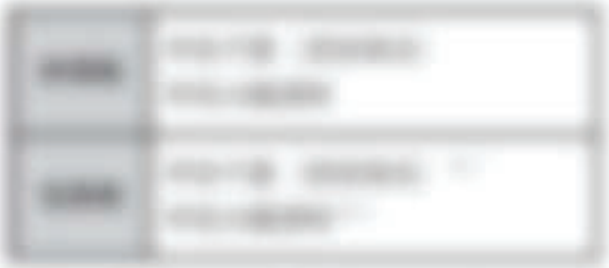

5．上場株式等の利子所得の課税方式

Q2－10　特定管理口座とみなし譲渡損

Q　私が保有していた国内法人の株式と公社債が上場廃止となり、無価値化してしまいました。救済措置はあるのでしょうか。

A

3 公社債・金融類似商品にかかる税金

公社債の課税方式

Q3-1　公社債の課税方式について教えてください。

A　特定公社債と一般公社債で課税方式が異なります（特定公社債と一般公社債の定義は、P.3の図表のとおりです。）。

[illegible]

[illegible]

利付債と割引債

《特定公社債の場合》

			課税方式
公社債	利付債（利子が払われる）	利子	
		償還差益	
		譲渡益	
	割引債（利子が払われないが、利息分だけ割引いた価格で発行される）	利子	
		償還差益	
		譲渡益	

《一般公社債の場合》

			課税方式
公社債	利付債	利子	
		償還差益	
		譲渡益	
	割引債	利子	
		償還差益	
		譲渡益	

経過利子

Q3-2 債券を利払日と利払日の中途で購入したり、譲渡したりすると経過利子が受渡しされるそうですが、課税関係はどうなりますか。

A 経過利子は利子所得とはされず、個人の場合、購入時に支払う経過利子は取得価額に加算され、譲渡時に受け取る経過利子は譲渡対価に加算されます。

4　投資信託にかかる税金

公社債投資信託の課税方式

Q4-1　公社債投資信託の課税方式について教えてください。

A　　公募と私募で課税方式が異なります。

株式投資信託の課税方式

Q4-2　株式投資信託の課税方式について教えてください。

A　　公募と私募で課税方式が異なります。

私募投信と会社型投信

Q4-3 私募投信と会社型投信はどのような投信ですか。課税関係はどうなっていますか。

A　私募投信は、特定又は少数の投資家を対象とするものです。会社型投信は、その投資方法(オープンエンド型、クローズド・エンド型)や募集方法により、公募契約型投資信託と同じく扱われるものと、私募型として、異なる扱いをするものとがあります。

商品の仕組み

■株式投資信託の税金（まとめ）（H28.1.1以後）

5　外国の株式・債券・投資信託等にかかる税金

外国株式の配当金、外国債券の利子（日本国内の金融業者を通した場合）

Q5-1　日本国内の金融業者を通じて、外国株式の配当や外国債券の利子を受け取ったときの税金はどうなりますか。

A　基本的には国内株式の配当、国内債券の利子受領時と同じ扱いとされますが、外国現地で外国所得税が天引きされている場合は、日本での源泉徴収の仕方や邦貨換算が異なってきます。

外国債の利子は、一般公社債の場合は差額徴収方式によって国内の所得税等が源泉徴収（源泉分離課税）され、特定公社債の場合は確定申告し外国税額控除を受けることとなります。なお、総合課税のときでも配当控除は適用されません。

外国投資信託（日本国内の金融業者を通した場合）

Q5-2　日本国内で発行される外国株式投資信託には契約型と会社型があるそうですが、課税関係はどのように違いますか。

A　　契約型のうち公募・契約型外国株式投資信託の収益分配金は、申告不要とされています。会社型外国投信は外国株式とみられますので、国内の課税関係も外国株式と同様に扱われます。次頁以降の表のとおりです。

《外国証券》＝上場株式等のケース＝　　〈日本国内の金融業者を通した場合〉

		利子・配当・収益分配金	譲渡益	償還差益
外国株式 （上場株式等）		[redacted]	[redacted]	[redacted]
外国公社債 （特定公社債）		[redacted]	[redacted]	[redacted]
外国投資信託 （上場株式等）		[redacted]	[redacted]	[redacted]
会社型	上場外国 株式投資信託	[redacted]	[redacted]	[redacted]
契約型	公募外国 株式投資信託	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	公募外国 公社債投資信託	[redacted]	[redacted]	[redacted]

《外国証券》＝一般株式等のケース＝　　〈日本国内の金融業者を通した場合〉

		利子・配当・収益分配金	譲渡益	償還差損益
外国株式 （非上場株式等）				
外国公社債 （一般公社債）				
外国投資信託 （一般株式等）				
会社型	非上場外国 株式投資信託			
契約型	私募外国 株式投資信託			
	私募外国 公社債投資信託			

海外の金融業者と直接取引した場合の課税関係

05-3　日本国内の金融業者を通さずに、国外にある金融業者と直接取引した場合の税金の取扱いについて教えてください。

A　　税金の取扱いは、利子、配当、株式の譲渡益などによって異なります。

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[redacted]

[illegible]

- [illegible]

[illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

[illegible]

(2) [illegible]

[illegible]

1. [illegible]
   ア [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]

Q5-4 海外の金融機関で生じる上場株式の配当を、修正申告において申告分離課税とすることの可否

Q 私は国内の金融機関を通さずに、直接、国外の金融機関と取引し上場株式の配当が生じています。当初の確定申告では、この配当を申告していなかったのですが、修正申告において申告分離課税とすることはできるでしょうか。

A

Q5-5　分配時調整外国税相当額控除

Q　分配時調整外国税相当額控除について、教えてください。

A

【事例 ３】 公募投資信託等の収益分配金等（分配時調整外国税相当額控除）の確定申告を行う場合

▶会社員　税研太郎
▶Ｘ商事

給与収入	6,000,000円	（源泉徴収税額 108,700円）
社会保険料控除	840,000円	
生命保険料控除	40,000円	
配偶者控除	380,000円	
扶養控除	380,000円	
基礎控除	690,000円	
所得控除合計	2,320,000円	

▶オープン型証券投資信託（源泉徴収選択特定口座）
※申告不要であるが申告を選択した。
内容は次のとおり

収益分配金	10,300 円
源泉所得税	1,277 円
住民税	515 円
特別分配金	200 円（非課税）
上場株式配当等控除額	300 円

〈申告書の作成手順〉

①「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」
▼
②「確定申告書（第二表）」
▼
③「確定申告書（第一表）」

Point!

邦貨換算レート

Q5-6 外貨建取引を行った場合の邦貨換算について教えてください。

A　個人の方が、外貨建て取引を行った場合の邦貨換算レートは、次のとおりです。

Q5-7　為替差損益の税務上の取扱い

Q　為替差損益の税務上の取扱いについて教えてください。

A　６つの事例で説明します。

事例１　円で外貨を購入し、その後解約し円で受け取った。

事例２　外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益（銀行は異なるが同じドル預金）

事例3 外貨建債券が償還された場合の為替差損益
（ドルで買ったものがドルで償還された）

事例4 預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合
（ドル預金を下ろしてドルで建物を購入。種類が異なるものに投資。）

事例5 外貨建預貯金を払い出して外貨建MMFに投資（銀行は同じだが商品が異なる）

事例6 保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合（通貨が異なる）

6　その他の証券税制等

ＦＸ取引

Q6-1　FX取引による利益には、どのような税金がかかりますか。

A　先物取引等に対する雑所得として申告分離課税(20.315%)が適用されます。他の所得との損益通算はできません。損失が生じた場合は、３年間繰越控除ができます。

《FX の課税について》

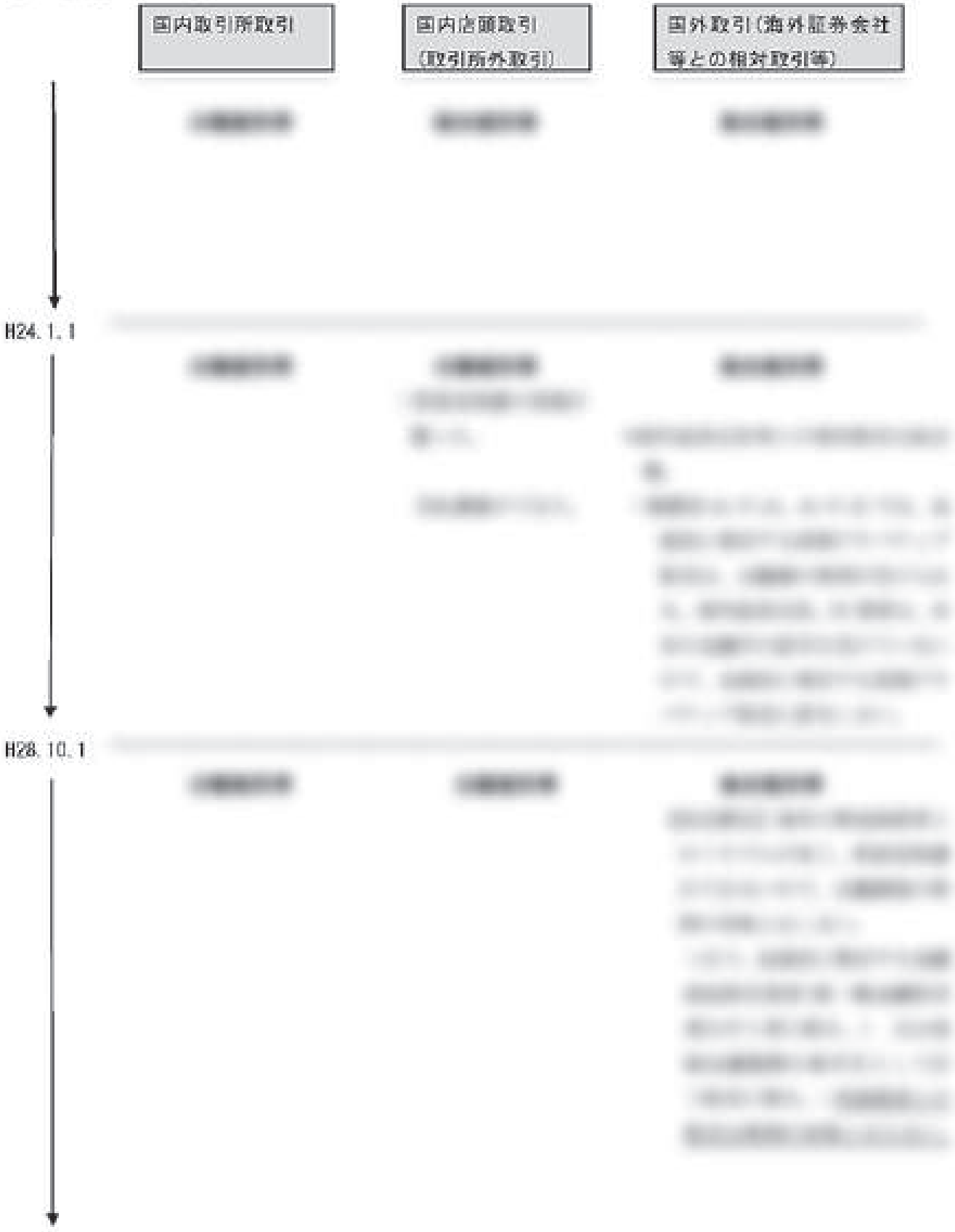

Q6-2　外国親会社からの株式報酬の課税

Q　私は外資系の会社に勤務しておりますが、ストック・オプションなど外国の親会社から直接もらう株式報酬の税金について教えてください。

A

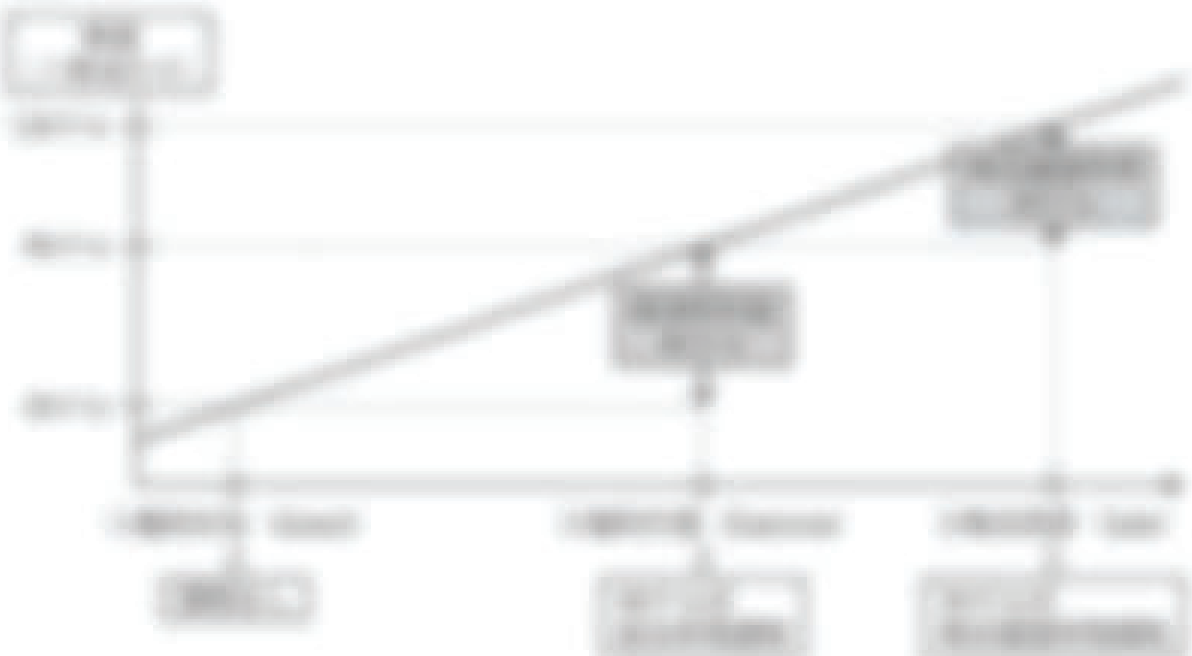

2．Restricted Stock／RS（リストリクテッド・ストック／譲渡制限株式）

3．Restricted Stock Unit／RSU（リストリクテッド・ストック・ユニット／制限株式ユニット）

4． Employee Stock Purchase Plan／ESPP（エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン／従業員持株導入制度）

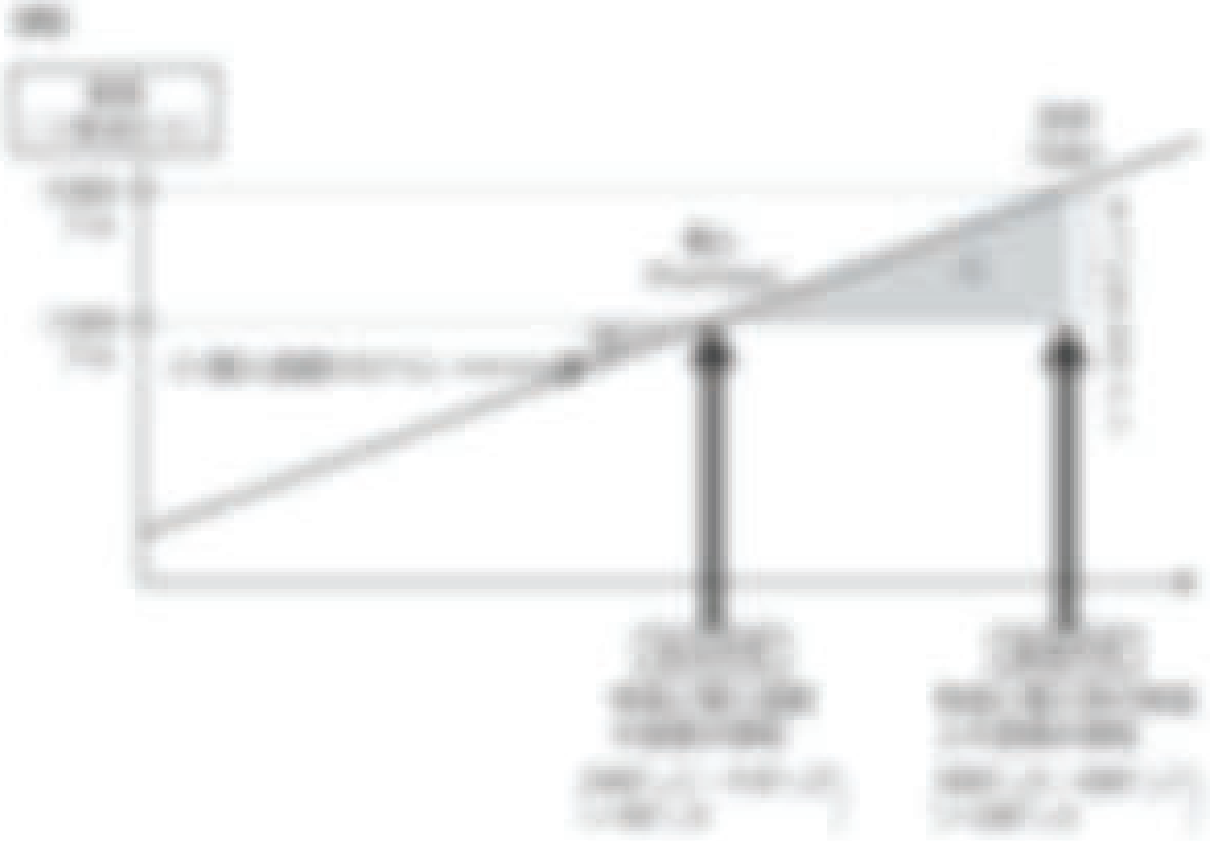

《コラム》

外国親会社等からストックオプション等の経済的利益が供与等されると、「外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書」が、毎年３月末までに税務署に提出されます。税務署では、この調書と申告内容を照合し、疑義があるときは納税者に問い合わせがなされます。

（例）

令和 7 年分 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

経済的利益の供与等を受けた者	住所又は居所	千代田区大手町×－×－×	居住者等の区分	(居住者)・非居住者	
	氏名	税研五郎	個人番号		

供与等の年月日	経済的利益の内容	供与等を受けた株式の価額又は金銭その他の経済的利益の額	基礎となる株式又は権利の数	1単位当たりの金額	表示通貨
7・3・28	株式の交付(無償)	20,000	100	200	USD
・ ・					
・ ・					

権利付与年月日	権利の種類	取得できる株式等の総数若しくは金銭等の総額又は付与された権利の総数	単位
5・3・29	制限株式ユニット(RSU)	400	株

契約に係る期間等	役員・(使用人)	自 令和4年1月1日 至 令和9年12月31日

外国親会社等(付与会社)	名称	タックスユニオンUSA	法人番号		所在地の国名	米国

(摘要)

提出者	所在地	中央区日本橋×－×－×	法人番号
	名称	タックスユニオン証券株式会社 (電話)	

整理欄	①	②

○個人番号又は法人番号の欄には、個人番号又は法人番号を記載する場合には、右詰で記載します。

369

7　税務相互相談会に寄せられた質問と回答

【質問１】譲渡損失の繰越控除の金額修正について

Q
(1)令和６年分について、証券会社Ａで上場株式の譲渡損失が 300 万円生じていた（源泉徴収選択特定口座）。また、証券会社Ｂで上場株式の譲渡益が 200 万円生じていた（源泉徴収なし特定口座）。
(2)令和６年分の確定申告で、証券会社Ａの 300 万円の損失だけで繰越控除した。
(3)更正の請求又は修正申告で、譲渡金額の訂正をできるかどうか？

Ａ　修正申告を行う。通則法 19①二の「納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき」と同様に考えるべき。

【質問２】非永住者の送金課税と 2017.4.1 以降の株式譲渡所得との関係

Q
(1)前提として、2023.12.31 まで非居住者、2024.1.1 から日本に住所を有し非永住者。非居住者時代に米国証券会社経由で取得した外国株式を 2024 年中に譲渡した。
(2)平成 29 年度税制改正で，非居住者時代に取得した有価証券で，かつ、譲渡した日以前 10 年以内に取得した有価証券であれば、譲渡所得であれ譲渡損失であれ、日本の申告には含めないとの認識です。したがって、前提にある個人の場合、非居住者時代に取得した外国株式であれば、2024.1.1 以降の非永住者時代に譲渡して譲渡所得あるいは譲渡損失が生じても、日本で確定申告する義務はないとの理解で良いか。
(3)上記理解で良いとした場合、2024 年に送金がありかつ国外源泉所得があれば、送金課税を検討することになるが、この送金課税に、上記の外国株式譲渡所得は含まれないとの理解で良いか。

Ａ
(2)の理解は正しい。
(3)送金課税の対象になる。

《参考》　出典：「個人の国際税務 Q&A183（第 2 版）」阿部行輝著（中央経済社）

Q17　非永住者の課税所得の範囲に関する改正点

非永住者の課税所得の範囲について、最近の改正点を教えてください。

【質問３】調整国外所得金額に含める国外所得

Q
(1)前提として、フランス国籍で 10 年以上日本に住む居住者。国外に不動産、預貯金、有価証券を保有している。確定申告で外国税額控除を受ける予定。不動産所得、有価証券の配当については、フランスで課税されている。利子については課税されていない。
(2)外国税額控除の控除限度額の計算において、フランスで課税されていない利子所得の金額も調整国外所得に含めて計算して良いか。

A　フランスで課税されていない利子所得も調整国外所得に含めて計算する。

【質問４】国内上場株式等の譲渡損と外国上場株式等の配当との損益通算をした場合の外国税額控除

Q
(1)前提として、令和４年分所得税確定申告は次のとおり。
　給与収入　2,000 万円
　国内上場株式の譲渡損失　1,000 万円
　外国上場株式の配当　300 万円（外国税額が 30 万円課税されている。）
　国内上場株式の譲渡損失と外国株式の配当を損益通算する。
　所得控額　1,800 万円、所得税額 370 万円
(2)30 万円の外国税額について、調整国外所得金額が損益通算前の 300 万円であるとして、外国税額控除を適用して所得税額から控除することは可能か。

A　調整国外所得金額は 300 万円である。所法 95④の国外源泉所得に、国内上場株式は含まない。

【質問５】米国市民権を有する者に係る外国税額控除

《参考》　出典：「個人の国際税務 Q&A183（第２版）」阿部行輝著（中央経済社）

Q　米国市民権を有する個人が日本で所得税の確定申告をする際に、場合によっては外国税額控除の適用も可能だと思いますが、その計算方法を具体的にどのようにするのが正しいのでしょうか。特に書籍等に、「もし米国市民権（やグリーンカード）がなかったとしても払わなければならないアメリカの税金は、日本で外国税額控除ができる」といった表現がありますが、具体的にどのような所得及びそれに係る税額が外国税額控除の対象になるのでしょうか。

[illegible]